

※下記省令案は現在検討中のものです。

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令案（抄）

第二章 登録講習機関

第一節 構造設計一級建築士講習又は設備設計一級建築士講習の講習機関

（講習事務の実施基準）

第二十八条 法第十条の二十八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 （略）

二 講習は講義及び修了考査により行い、講習の時間の合計は、構造設計一級建築士講習は十八時間以上、設備設計一級建築士講習は二十四時間以上とし、講習科目ごとの講義内容は国土交通大臣が定める内容とし、講義時間は国土交通大臣が定める時間とすること。

三 十三 （略）

第二節 定期講習の講習機関

(講習事務の実施基準)

第三十九条 法第二十二条の三第二項において準用する法第十条の二十八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 講習は講義及び修了考査により行い、講習の時間の合計は、次のイからホまでに掲げる講習の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める時間とし、講習科目ごとの講義内容は国土交通大臣が定める内容とし、講義時間は国土交通大臣が定める時間とすること。

イ 一級建築士定期講習 六時間以上

ロ 二級建築士定期講習 五時間以上

ハ 木造建築士定期講習 五時間以上

ニ 構造設計一級建築士定期講習 六時間以上

ホ 設備設計一級建築士定期講習 六時間以上

三〇十一 (略)

第三節 管理建築士講習の講習機関

(講習事務の実施基準)

第四十二条 法第二十六条の五第二項において準用する法第十条の二十八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 講習は講義及び修了考査により行い、講習の時間の合計は、六時間以上とし、講習科目ごとの講義内容
容は国土交通大臣が定める内容とし、講義時間は国土交通大臣が定める時間とすること。

三〇十一 (略)